

富士宮市農業委員会農地利用最適化推進委員 推薦・募集案内

富士宮市農業委員会では、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進を行う農地利用最適化推進委員を募集します。

1 農地利用最適化推進委員について

活動内容	①農地利用最適化推進会議への出席（月1回） ②農地の利用状況を調査する。 ③農地の利用調整を行う。 （農地を貸したい、売りたい等における現地確認及び受け人を探す。） （農地を借りたい、買いたい等における農地の斡旋） ④遊休農地の指導及び意向調査 ⑤農地中間管理事業の推進 ⑥新規就農者への指導・助言 ⑦農地法に基づく申請案件に対する現地調査（農業委員と連携）
募集人員	13人（農業委員会が定めた区域ごとに1人） ※ 別表（農業委員会が定めた区域表）を参照
任期	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
報酬	月額30,000円
身分	特別職の非常勤職員

2 募集方法について

- ① 農業者、農業者の組織する団体からの推薦

3 推薦・応募資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

※ただし、次のうちいずれかに該当する人は応募できません。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 受付期間及び手続き

推薦・募集案内及び申込書は、富士宮市ホームページ、農業委員会事務局に備え付けてあります。

- ① 受付期間 令和6年11月5日（火）から令和6年12月10日（火）まで
- ② 提出書類 農地利用最適化推進委員応募者申込書は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに農業委員会事務局へご提出をお願いします。）

5 選考方法

選考委員会により総合的に判断して決定します。

6 その他

募集期間終了後、ホームページ等で氏名、住所等について公開します。

問い合わせ先
〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
富士宮市農業委員会事務局
TEL0544-22-1193

別表

農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定により農業委員会が定めた区域表

区域番号	区域（地区）名	大字名
1	北部	栗倉・村山
2	大宮	貫戸・沼久保・星山・山本・黒田
3	富丘	青木・外神・淀師・宮原
4	西部	安居山・大中里
5	北山	北山
6	山宮	山宮
7	上野	馬見塚・上条・下条・精進川
8	富士根	小泉、大岩
9	杉田	杉田
10	芝川	西山・大久保・羽鮒・長貫・内房・上稲子・下稲子
11	柚野	大鹿窪・猫沢・上柚野・下柚野・鳥並
12	白糸・西麓	内野・佐折・原・半野・上井出・狩宿・猪之頭・根原・麓・
13	富士開拓	根原・人穴・麓・上井出

※ 大字名は、市街化調整区域内のみとする。

※ 大字名が重複する地区がある。